

9月9日は「救急の日」

私たちの生活と大切な命を守るために

救急業務や救急医療に対する理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、昭和57年から毎年9月9日は『救急の日』と定められています。

岡市消防署 ☎(92) 1311

上半期(1～6月)の救急出動件数は1,133件

現在、市消防署では3台の救急車で救急出動に備えています。

最近、緊急性がないと思われる救急出動も増えていきます。緊急性がないのに、救急車を要請すると、生命の危機に瀕している重症患者への対応が遅れてしまうことも考えられます。

緊急性がなく自分で病院に行けるときは、なるべくバスやタクシーなどの交通機関を利用してください。

傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院に連れて行ったほうが良いと思った時は、迷わず119番通報をしてください。

尊い命を救うために今一度救急車の適正な利用について考えましょう。



不適切な救急利用とは？

救急車で行く、すぐ診察してもらえるから

優先的に診てもらえる

今日から入院するので、救急車で運んでもらいたい

救急車は無料だから

近くの医院の診療時間が終わっていたので、救急車で病院に連れて行ってほしい



全国版救急受診アプリ「Q助」

総務省消防庁では、住民の緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するため、全国版救急受診アプリ「Q助(きゅーすけ)」を作成しました。急な病気やけがをしたとき、該当する症状を画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応(「**いますぐ救急車を呼びましょう**」、「**できるだけ早めに医療機関を受診しましょう**」、「**緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう**」または「**引き続き、注意して様子を見てください**」)が、緊急性をイメージした色とともに表示されます。

スマートフォン版は「App Store」や「Google play」で、「Q助」を検索してダウンロード・インストールできます。

パソコンからは、総務省消防庁ホームページの「Q助」Web版で利用できます。

救急車を呼ぶかどうか迷った時などに、ぜひご利用ください。

●総務省消防庁ホームページ

HP <https://www.fdma.go.jp> ⇒ 「Q助」で検索

全国版救急受診アプリ



住宅耐震相談会

あなたの家は大丈夫ですか？

この相談会では、市が委嘱した専門の相談員が地区集会所などへ外出し、住宅の耐震について個別の相談にお答えします。

自分の住んでいる建物や地震に対してどれくらい安全なのか考えてみましょう。

特に、現在の耐震基準が施行される前の昭和56年5月31日以前に着工された住宅は、耐震性が不十分であることが多く、大きな地震により損傷倒壊する可能性が高いとされています。

この機会に利用してみたいかがですか。

日時 9月10日(日)

午前9時～正午／午後1時～5時

場所

北部コミュニティセンター

午後

北部コミュニティセンター

または依頼主宅

対象 市内在住の人

定員 10組

(午前6組・午後4組)

持ち物

建築確認申請時の平面図など、住宅の間取りが分かるもの(建築確認通知書など)

相談時間

1組あたり、おおむね45分

費用 無料

申込み

9月7日(木)までに電話

問・申込先

都市計画課宅地建築班

☎(93) 5148

とみさと創業支援セミナー

起業・創業を考えている人に

問・申込先 市商工会 ☎(93) 0136

場所 市商工会館

定員 先着20人

費用 3,000円

内容 創業の基礎知識、人材育成、販路、顧客開拓方法、事業計画策定、創業資金調達の知識が身につくカリキュラム

申込方法 申込書(※)に費用を添えて窓口へ提出

対象 次のいずれかに該当し、全カリキュラムを受講できる人

※市商工会と商工観光課で配布しているほか、市商工会ホームページからダウンロードできます。

●第二創業を考えている

●創業後間もなく、改めて創業の基本を学びたい

●市商工会ホームページ

HP <http://www.tomisato.or.jp>

スケジュール

① 10月22日(日) 午前10時～午後4時	○創業の心構えとは ○事業コンセプトを考える
② 10月29日(日) 午前10時～午後4時	○創業者に必要な自己アピールのツボとコツ、マーケティングを考える ○創業者が行う営業のツボとコツ
③ 11月5日(日) 午前10時～午後5時45分	○事業を継続させるための数値感覚 ○創業者が活用できる補助金・助成金を最大限活用する ○融資申込時の事業計画書作成のポイント
④ 11月12日(日) 午前10時～午後4時	○創業に欠かせないSNSの重要性 ○創業するときに必要な手続きや知識、人材の有効活用

本セミナーは、市の創業支援事業として実施するため、受講終了者が市内で創業する場合は、市が証明書を発行することで、次の特例措置の対象者となります。

1. 株式会社を設立するときの登記にかかる登録免許税が軽減
資本金の0.7%→0.35% ※最低税額あり
2. 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円までに拡充。
また、既に創業している人(5年以内)についても特定創業支援事業による支援を受けることにより保証枠が拡大
3. 創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例が、事業開始6ヶ月前から利用可能
4. 日本政策金融公庫が取り扱う「新創業融資制度」について自己資金要件が撤廃
5. 国や県が実施する創業補助金への申込み対象